

## 佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、佐賀県の動物愛護管理事業への協力を希望する動物愛護ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録に必要な事項を定めるものとする。

### (定員)

第2条 ボランティアの定員は、原則30名以内とする。

### (登録資格)

第3条 ボランティアは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に在住、在勤、在学している者
- (2) 未成年者の場合は保護者の同意を得た者
- (3) 佐賀県が実施するボランティア養成講習会を受講した者
- (4) 次の各号に該当する者でないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### (活動内容)

第4条 ボランティアは、佐賀県からの要請を受けて、次に掲げる活動を行う。

- (1) 佐賀県が収容する犬や猫の適正譲渡に関する協力  
（譲渡先探しの仲介、犬猫の一時預かり、しつけ、トリミング等）
- (2) 地域における犬猫等に関する問題解決への協力  
（地域猫活動への協力、ペットの譲渡先探しの仲介等）

- (3) 佐賀県が行う啓発活動への協力  
(動物愛護週間に実施するイベントへの協力等)
- (4) その他佐賀県が行う動物愛護に関する事業への協力

(登録申請)

第5条 ボランティアの登録を希望する者は、募集期間内にボランティア登録申請書(別記様式1)及び佐賀県動物愛護ボランティア同意書(別記様式2)に必要事項を記入の上、佐賀県健康福祉部生活衛生課に提出すること。

(名簿の作成)

第6条 佐賀県は、ボランティア登録者名簿(別記様式3、以下「名簿」という。)を作成し、これを管理するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、登録日から当該年度の末日までとする。ただし、本人の継続の意思が確認できる場合、登録期間を翌年度末まで延長することができる。また、再登録を妨げない。

(募集方法)

第8条 佐賀県のホームページ等において、ボランティアの募集を行う。

(講習会の開催)

第9条 佐賀県は、ボランティアの登録を希望する者に対し、事前に講習会を開催する。その内容は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県が行う動物愛護管理推進事業について
- (2) 活動の目的、内容及び組織等について
- (3) 動物の適正飼養等について
- (4) 動物に係る法律等について

(登録証の交付)

第10条 佐賀県は、前条の講習会を受講したものにボランティア登録証(以下「登録証」という。)(別記様式4)を交付するものとする。

2 ボランティアは、その活動に従事する時は、登録証を携行しなければならない。

(登録事項の変更、抹消)

第11条 ボランティアは、登録事項に変更が生じた時は、「佐賀県動物愛護ボランティア変更（抹消）届出書」（別記様式5）を佐賀県に提出するものとする。

2 佐賀県は前項の届出に基づき、名簿の記載事項を修正し、又は抹消するものとする。

（ボランティアの遵守事項）

第12条 ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）県に無断で、佐賀県動物愛護ボランティアを名乗る活動を行わないこと
- （2）他の登録者に対する中傷や批判を行わないこと
- （3）活動の実施にあたっては、県の動物愛護担当職員の指示に従うこと
- （4）活動中に知り得た個人情報を外部に漏らさないこと
- （5）登録者に起因する事故等については、登録者の責任において対処すること

（登録の取り消し）

第13条 佐賀県は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

- （1）本人が死亡、その他理由により活動が困難となった時
- （2）第3条の登録要件を満たさなくなった時
- （3）第12条の遵守事項に違反した時

2 ボランティアは、前項の規定によりその登録を取り消されたときは、速やかに登録証を返還しなければならない。

（活動中の事故等に備えた保険への加入）

第14条 佐賀県は、ボランティア活動中の不慮の事故等に備えて、各ボランティアに対して保険への加入を勧める。

（報酬及び交通費）

第15条 ボランティアの活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費等は自己負担によるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの登録及び活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 9 月 4 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 10 月 3 日から施行する。

附則 この要領は、令和 8 年 2 月 24 日から施行する。

## 別紙

### 幼齢犬猫の一時預かりボランティア留意事項

佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱第16条に基づき、幼齢犬猫の一時預かりボランティア（以下ミルクボランティア）について下記のとおり留意事項を定める。

#### 1. ミルクボランティア選定基準

- (1) 幼齢犬猫の授乳、排泄補助等の経験があること
- (2) 18歳以上で健康であり、本人も含め同居する家族全員に動物アレルギーがないこと。また、幼齢犬猫の育成に家族全員が同意していること。
- (3) 複数頭の幼齢犬猫を一度に預かることができること。
- (4) 幼齢犬猫の保育可能な施設に居住していること。  
(集合又は賃貸住宅の場合、動物飼育許可の旨が書面で確認できること。)
- (5) 幼齢犬猫の送迎及び資材の運搬ができること。
- (6) 動物の送迎に係る交通費、治療費など自己負担が生じることに了承できること。
- (7) 既に動物を飼育している場合、次のことが確認できること。
  - ① 飼育動物と保育する幼齢動物を隔離できる環境があること。
  - ② 飼育動物に必要なワクチン接種等の感染防止措置を行っていること。
- (8) これまで動物の飼育に関して、近隣住民から苦情等が寄せられていないこと。
- (9) 預かった犬・猫は必ず県へ返還すること。
- (10) 県が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力できること。
- (11) 佐賀県が実施するボランティア育成講習会を受講できること。
- (12) 自らが犬や猫を預かり育てること。
- (13) 預かった犬・猫の健康状況に関する県の聞き取りに協力できること。

#### 2. ミルクボランティア遵守事項

- (1) 幼齢動物の育成等については関係法令を遵守し、幼齢動物の健康及び安全を保持し、人への危害防止に努め、県に返還するまで責任を持って管理すること。
- (2) 県から依頼されたミルクボランティア活動中の写真、動画等を、県に無断で公表しないこと。
- (3) 活動中に疑義が生じた場合、県と協議の上決定し、それに従うこと。

#### 3. 預かり時の手続

- (1) 県は幼齢犬猫の預かり依頼時にミルクボランティアに対して別記様式6に必要な事項を記入し交付すること。
- (2) ミルクボランティアは預かり期間終了後、(1)で交付された別記様式6を添えて県に幼齢犬猫を返還すること。

## 佐賀県動物愛護ボランティア登録申請書

年 月 日

佐賀県健康福祉部生活衛生課長 様

申請者 住所

ふりがな  
氏名

TEL

佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱第 5 条に基づき、下記のとおり登録を申請します。

### 記

生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)	性 別	男 ・ 女
職 業	(県外在住の場合のみ勤務(在学)先名称、住所： )		
動物の飼育歴	有 ・ 無 動物種 ( )、期間 ( 年 カ月)		
動物関連の 資格・業務経験の 有無	有 ・ 無 資格名 ( ) 経験 ( )		
動物愛護団体等に所 属している場合はそ の名称及び所在地	名称： 所在地：		
活動可能 時間帯	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 時間帯等 ( )	希望する 活動内容	
緊急時連絡先	携帯電話： E-mail アドレス※： ※パソコンからのメール受信が可能なもの		

※ 保護者同意欄 (申請者が未成年者の場合)

被保護者 \_\_\_\_\_ が佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱に基づき、佐賀県動物愛護ボランティアに登録することに同意します。

続柄 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_

## 佐賀県動物愛護ボランティア同意書

私は、佐賀県動物愛護ボランティアの登録にあたり、下記の内容について同意します。

### 記

1. 県に無断で、佐賀県動物愛護ボランティアを名乗る活動を行いません。
2. 他の登録者に対する中傷や批判を行いません。
3. 活動の実施にあたっては、県の動物愛護担当職員の指示に従います。
4. 活動中に知り得た個人情報を外部に漏らしません。
5. 私に起因する事故等については、私の責任において対処し、県へその責任を問いません。
6. その他、活動にあたっては、佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱の内容を遵守します。

年 月 日

佐賀県健康福祉部生活衛生課長 様

住所

---

氏名

---

別記様式 3

佐賀県動物愛護ボランティア登録者名簿

No.	氏名	住所	TEL	生年月日	年齢	性別	職業	資格・ 経験	活動可能 時間帯	緊急時連絡先
1										
2										
3										

別記様式 4

佐賀県動物愛護ボランティア登録証

(表)

第	号
佐賀県動物愛護ボランティアの証	
氏	名
登録期間	年 月 日から
	年 月 日
佐賀県健康福祉部生活衛生課長	

(裏)

佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱 (抄)

(ボランティアの遵守事項)

第 12 条 ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県に無断で、佐賀県動物愛護ボランティアを名乗る活動を行わないこと
- (2) 他の登録者に対する中傷や批判を行わないこと
- (3) 活動の実施にあたっては、県の動物愛護担当職員の指示に従うこと
- (4) 活動中に知り得た個人情報を外部に漏らさないこと
- (5) 登録者に起因する事故等については、登録者の責任において対処すること

## 佐賀県動物愛護ボランティア変更（抹消）届出書

年 月 日

佐賀県健康福祉部生活衛生課長 様

申請者 住所

ふりがな  
氏名

TEL

佐賀県動物愛護ボランティア登録要綱第 11 条第 1 項に基づき、下記のとおり変更（抹消）を申請します。

### 記

登録内容の変更

項目	変更前	変更後

登録の抹消  
抹消の理由

( )

